

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例：  
無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008818">https://doi.org/10.14945/00008818</a>

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

——無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

ニューヨーク州モンロー郡第一審一般的管轄裁判所

158 Misc.2d 522; 601 N.Y.S.2d 375; 1993 N.Y.Misc.LEXIS 279

一九九三年七月七日判決

志 村 武

本稿は、アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例である、無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをレヴィンが現在入院しているロッチェスター一般病院が申し立てた事件の全文訳である。

七九才の男性入院患者であるレヴィンは、老年期脳疾患、動脈

硬化、アルツハイマーに起因すると思われる重い進行性の痴呆を患っており法的に無能力であるが、以前に息子に財産管理に関する委任状と身上監護に関する代理権（以下、財産任意後見と身上任意後見ということもある）を付与していた。この息子が任意後見人であるにもかかわらず、滞っている父の入院費用支払にあて

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

——無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

るために医療扶助制度の償還を受けることに協力しないために、病院がレヴィンに法定後見人を付するように申し立てた事件が本件である。

法的に無能力であると判断されたレヴィンに法定後見人を付するにあたって、以前に息子に付与した財産管理および身上監護に関する任意後見と新たに付与する法定後見の競合が本件の中心的な問題となつてゐる。

一般にアメリカ各州の制定法は、任意後見と法定後見の競合について、大きくI全面的競合型とII非競合・自動消滅型に類型化され、さらにIは①統一法型、②任意後見優先型、③調和型に、IIは①全部消滅型、②一部消滅型に類型化することができる(この点については拙稿「マレー対マレー事件」法政研究四巻四号一九二頁を参照)。本件が提起されたニューヨーク州は、統一継続的代理権法の非採用州であるにもかかわらず、一般債務法第五一・一六〇(1)条により財産任意後見は本人が無能力になつても消滅せずに存続し、同法第五一・一六〇(2)条により、法定後見人が選任されれば財産任意後見と法定後見が併存し、財産任意後見人は法定後見人に対して責任を負い、法定後見人は本人同様、財産任意後見を撤回し修正し終了させる権限を有してゐる。したがつ

て、ニューヨーク州はI①の類型(全面競合・統一法型)に属することになる。

しかし、他方で、ニューヨーク州の精神保健法第八一・二二二(b)(2)条は、本人の自己決定の可及的尊重の見地から、法定後見人が財産や身上に関する任意後見を撤回することを禁じてゐる。

本件ではまさにこの相対立する二つの法律の解釈が問題となつた。

本判決の意義は、①財産任意後見人が自らの義務を果たす意欲や能力がない場合には、法定後見人ではなく裁判所が適切な場合には任意後見を撤回する固有の権限を行使することができ、また、②身上任意後見については、財産任意後見と同様に精神保健法第八一・二二二(b)(2)条があるにもかかわらず、公衆衛生法第二九九二条を適用して、身上任意後見人に義務履行につき意欲と能力がないときには法定後見人が身上任意後見人の理解を求める特別の訴訟手続を開始することができる、と判示したことである。

本稿は、まさにアメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一判例として、本判決を比較法的見地から紹介するものである(なお、重要部分と思われる箇所は訳者がゴシック体とした)。

訴訟代理人

原告側 ニクソン、ハーグレイヴ、デヴァンズ アンド ドイル

(担当) リチャード・ティー・ヤーマル)

アルバート・レヴィン側 ニューヨーク州精神保健法務サービ

ス(担当) ケヴィン・オコーネル)

暫定的後見人 チャールズ・ギスラー

裁判官 コーネリウス

レイモンド・イー・コーネリウス裁判官による判決理由

判決理由 レイモンド・イー・コーネリウス裁判官

本件申立ての通知を受けることを要求された、上に名前をあげられた無能力であると申し立てられた者その他の者は、一九九三年五月二六日付けの命令にもとづいて、なぜ法定後見人 (guardian) が精神保健法 (Mental Hygiene Law) の第八一編の規定によって選任されるべきではないのかについて、一九九三年六月一四日に署名者の面前で理由を示すように命じられた。レヴィン氏は、老人ホーム (nursing home) で療養を受けていたときに経験したいくつかの医療上の問題のために一九九二年七

月二〇日に入院して以来ずっと、ロッチェスター一般病院の患者である。本件特別手続は、この患者の成年の息子が、委任状 (power of attorney) によって代理人に選任されているだけではなく身上監護に関する代理権 (health care proxy) も以前に与えられているにもかかわらず、現在七五、〇〇〇ドルを超えている入院費用にあてるために医療扶助制度 (Medicaid) の償還を受けるのに協力することを拒んだと主張されていることを理由として、ロッチェスター一般病院によって開始されたものである。精神保健法第八一・〇六(a)(7)条は病院の最高経営責任者が法定後見人の選任を求める手続を開始することを認めているが、本件申立てはロッチェスター一般病院の副経営責任者によって真実性の宣言がなされている。それにもかかわらず、本条の規定はほとんど包括的であり、法定後見人選任手続を開始できる者として列挙された者の中には「無能力であると申し立てられている者の福祉に関心のあるその他の者」(精神保健法第八一・〇六[a][6]条) も入るであろう。したがって、このような状況のもとにおいては、当裁判所は、本件手続は当該手続を開始する権限を有する者によって開始されたという結論を下す。

理由を示すように命じる本件命令は、無能力であると申し立て

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

—無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

られた者に対して、他の情報とともに、本件手続を説明し本件申立てにおいてなされた請求を調査するために裁判所査定官(court evaluator)が選任されていることを知らせた、説明のために一二ポイントかそれより大きな肉太の活字で一行おきに打った制定法の文言を含む、通知について、精神保健法第八一・〇七条の要件に合致している。実際には、本件命令は裁判所査定官の選任を含んでいなかったが、精神保健法第八一・〇〇条に基づいて精神保健法務サービス(Mental Hygiene Legal Service)を訴訟代理人(counsel)として選任することは規定していたのであった。そしてさらに、当該申立ての結果報告日以前に失効してしまふことになっている医療扶助制度の申立て手続を完全に行うために、精神保健法第八一・二三条によつて暫定的後見人も選任されていた。

一般的に、精神保健法第八一・〇九条によつて裁判所は裁判所査定官を選任するように要求されており、当該条文は裁判所査定官の使命、義務、責任について詳細に規定している。それにもかかわらず、精神保健法第八一・一〇(g)条は、訴訟代理人が選任される場合には、裁判所は裁判所査定官を選任しなくてもよいと規定している。訴訟代理人の選任は場合によつては裁判所の裁量

に属するが、無能力であると申し立てられた者の側から申立てに対して異議申立てをしたい旨表明されたとき、老人ホームやその他の居住施設への入居を求める申立ての要求への同意を拒絶するとき、申立人が精神保健法第八一・二三条によつて暫定的な権限を要求するときなど、他の状況の下においては、訴訟代理人の選任は必要である(精神保健法第八一・一〇[c][2],[3],[5]条)。既に述べたように、理由を示すように命じる本件命令は、精神保健法第八一・二三(a)条による暫定的後見人の選任という一時的な救済方法を含んでいたが、この指令だけでも訴訟代理人の選任を必要とするであろう。さらに、以下において論じられるように、レヴィン氏は老人ホームやその他の居住施設へ移ることに同意を与えることができない程にまで無能力になっていた。したがつて、当裁判所の見解においては、レヴィン氏は法定後見人の選任に対しても同様に同意を与えることができなかつたのであり、無能力であると申し立てられたが当該申立てに異議を述べることが望んでいる者と同じ立場にあるとみなされるべきである。このような状況においてもまた、訴訟代理人が裁判所によつて選任される必要があるであろう。

精神保健法第八一編は裁判所査定官の選任及びその義務について

て詳細な規定を含んでいるが、訴訟代理人が裁判所査定官の職務の大部分を行えない理由は存在しない。実際上の問題として、裁判所査定官と訴訟代理人の両方を選任することは、本件のように比較的限られた財産しか有していないかもしれない、無能力であると申し立てられた者の財産を使い尽くしてしまう可能性を孕んでいる。したがって、無能力であると申し立てられた者に訴訟代理人を選任されることも必要であることが明らかであるような場合には、裁判所査定官を選任しないことが実務上より妥当であるかもしれない。

本件係属中事件においては、本件申立てがなされた時点においてレヴィン氏は病院の居住者であったので、この事実によつて裁判所は精神保健法務サービスを裁判所査定官ないしは訴訟代理人のいずれか一方として選任することが許されるが、その両者として選任することは許されない（精神保健法第八一・〇九 [b] [2]、[3]、第八一・一〇 [e] 条）。このように精神保健法務サービスはいずれかの機能をはたすのに十分な専門的知識を有していることを立法府が認めているので、この代理の形式が訴訟代理人に選任され、裁判所査定官と本質的に同じ職務を行うことが許されない理由は存在しないのである。したがって、理由を示すように命じる

命令に含まれている、裁判所査定官が選任されたと被告に知らせる、正式の制定法上の文言にもかかわらず、裁判所査定官の選任をしないからといって、訴訟代理人が選任された限りにおいては、当該手続に瑕疵があることにはならないのである（精神保健法第八一・四二 [a] 条参照）。

レヴィン氏を裁判所に連れてくることが身体的に不可能であるので、ロッチェスター一般病院において本件申立ての結果報告日に審理が開始した（精神保健法第八一・一一 [c] 条）。無能力であると申し立てられた者に対して審理に出席することを要求する趣旨として述べられていることの一つは、その者の能力について裁判所が裁判所自身の印象をうることができるようにすることである。一九九三年五月七日に患者を診察した精神科医の証言ならびに裁判所自身の観察によれば、レヴィン氏が全く審理に参加できず、かれがずっと出席し続けても何ら意味のある参加にはならないうこととは明らかであった。したがって、かれの成人の息子を証人として罰則付で召喚することを許すために、五日後に審理が裁判所において続けられた際に、レヴィン氏がさらに出席し続けることは裁判所によつて要求されなかったのである（精神保健法第八一・一一 [c] [2] 条）。

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例  
——無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

本件審理において提出された証拠に基づいて、法定後見人の選任はレヴィン氏の身上の必要を満たし、そしてかれの財産と財産上の事柄を管理するためにも必要である、と当裁判所は判示するものである(精神保健法第八一・〇二[a]条)。しかしながら、さらに、法定後見人の選任が正当化される前に、無能力であると申し立てられた者は当該法定後見人の選任に同意しなければならぬ。さもなければ、裁判所はさらに明白かつ説得的な証拠に基づいて当該無能力であると申し立てられた者が制定法の定義する無能力であると認定しなければならぬ。本件審理中のある時点において、精神保健法務サービスの訴訟代理人の職員が、訴訟代理人として自分は法定後見人の選任に同意するつもりだ、そしてさらに、自分の依頼人は当該選任に対して何ら反対の声を発していない、と述べている。当裁判所の見解によれば、これでは無能力であると申し立てられた者が実際に法定後見人の選任に同意したという認定の裏付けとなるには不十分である。したがって、明白かつ説得的な証拠によって無能力を立証することが申立人に義務として課されていたのである。

本件係属中の手続において、レヴィン氏が、老年期脳疾患、動脈硬化の悪化、アルツハイマー病のいずれか一つか二つ又はすべて

てに起因すると思われる重い進行性の痴呆を患っていることを、精神科医師の証言が、病院の治療記録とあいまって、明らかにしている。この七九才の男性と意思伝達をすることは不可能ではないにしても困難であり、かれは、生まれながらに発することのできるいくつかの言葉を発する以外には通常言葉を発しないままでいる。かれの置かれた状態が改善される予後は存在せず、精神科医は、生存してゆくための二四時間体制の世話が可能にするために、レヴィン氏が特殊技能を有する養護施設に入ることを勧めていた。かくして、申立人は、レヴィン氏は身上の必要性と財産管理を満たすことができないために害を被りやすい人であり、そのようなことができないことの本質と結果を十分に理解し認識することができず、したがって、制定法(精神保健法第八一・〇二[b]1、[2]条)が定義するところの無能力者(incapacitated person)であるということを、明白かつ説得的な証拠によって証明したと当裁判所は判示する。この結論を得るにあたり、当裁判所は精神保健法第八一・〇二(c)条と(d)条に含まれる諸要因を評価して、かれの機能的なレベルと機能的な限界についてまず第一の考慮を払ったのである。

当裁判所が無能力の決定をしたのにもかかわらず、以前にレヴィ

ン氏がおそらく無能力になっていない間に作成した委任状 (power of attorney) と身上監護に関する代理権 (health care proxy) によって、法定後見人を選任する必要性がなくなったというべきかどうかという問題が依然として残っているのである。この点については、レヴィン氏の成年の息子の審理中における証言はあいまいではつきりしない、としか言いようがない。たとえば、息子は、父を一九九二年に入院してから何回見舞ったか、最後に病院を訪れたのはいつであったか、を思い出すことができない。さらに、一九九一年の終り頃にかれの父が退職した後で、かれは家族で経営している印刷会社の経営を掌握し、その社長になったことを指摘したが、かれの父が当該事業について継続して株や株から生じる利益を有しているのかどうかについてはまったくあいまいであつた。同様にかれは、数年前に父の家は売られたと証言したが、売買代金については、当該資金は私的な看護義務を果すためにすべて現金での支払いに使われたと述べた以外には、説明することはできなかった。

特に、医療扶助制度 (Medicaid) の申請を提出しなかつたといわれている問題については、なぜ病院の職員が一九九二年九月から一二月にかけて少なくとも十回は、会って話し合ふか、医療

扶助制度の申請を終えることに協力するか、そのいずれか又は両方をしてくれるように依頼したのに、返事をしなかつたのか、レヴィン氏の息子は説明できなかった。

かれが証人として証言の最中に行つた、必要書類は既に提出されていると信じていたのであり、医療援助を求める申請が認められなかつたことは知らなかつたという趣旨の主張は、一九九三年三月二五日付のフエデラル・エクスプレスによつて配達された手紙をかれが受け取つていたことによつて偽りであることが示されている。この通信において、病院代行患者金銭サービスの代表者が、当該申請が認められなかつたことを知らせた上で、病院によつて提供されたサービスに対する未払残高の支払のための措置がなされること、弁済計画のための措置がなされること、を要求していたのだ。証人は、証言時に裁判所の命令に従つた一定の文書を提出していない、ということも述べておかなければならない。要するに、当裁判所は、レヴィン氏の息子は委任状によつて与えられた権限行使ができないか又はそれを望んでいないという結論を下し、かれが身上監護に関する代理権に従つて将来決定を行う能力を有しているかについても重大な疑念を抱いているものである。法定後見人を選任する前に裁判所が考慮しなければならない要

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例  
—無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチエスター一般病院が申し立てた事件



因の一つが、一般債務法 (General Obligations Law) に従って既になされている委任状の作成と公衆衛生法 (Public Health Law) に基いてなされた身上監護に関する代理人の選任である (精神保健法第八一・一九 [d] 条)。実際、裁判所査定官の列挙されている責任の一つは、無能力であると申し立てられた者が、委任状や身上監護に関する代理権やリヴィング・ウィルによって、代理人選任や委任を行なっているか否かに関する情報を裁判所に提供することである (精神保健法第八一・〇九 [c] [5] [xi] 条)。さらに法定後見人に与えられる権限は非常に広汎に及ぶが、法定後見人はこのような代理人選任や委任を撤回することを明示的に禁じられている (精神保健法第八一・二二 [b] 2 条)。精神保健法第八一編の本条に関連して述べられている法改正委員会の意見 (Law Revision Commission Comments) に示されているように、法定後見人が委任状や身上監護に関する代理権を撤回することを禁じることは「即効型継続的委任状 (durable powers)」、停止条件付継続的委任状 (springing durable powers of attorney)、『安楽死指示書 (Do Not Resuscitate Orders)』、身上監護に関する代理権、そしてリヴィング・ウィルの作成を奨励しているニューヨーク州の政策と一致する」ものであったのだ

(ニューヨーク州マッキーニ―統合法典第三四A巻二六二頁の精神保健法第八一・二二条の後に転載された法改正委員会の意見)。レヴィン氏の息子に与えられた委任状は、一般債務法第五編に規定されている制定法上の略式委任状 (statutory short form) であった。この文書は「この委任状は後に生じる本人の障害や無能力 (incompetence) によって影響を受けない」(一般債務法第五一・六〇一 [1] 条) という陳述を含んでいた。したがって、一般債務法第五一・六〇一 (1) 条の下では、委任状において指名された代理人 (attorney-in-fact) の権限は後に生じる障害や無能力によって撤回されたり終了されたりしないものであった。「後に当該本人に対して心神喪失者補佐人 (committee) や財産管理人 (conservator) が選任される」場合には、一般債務法第五一・六〇一 (2) 条は、代理人は心神喪失者補佐人や財産管理人に対して責任を負う (account to) ように命じている。立法府が「制定法が財産管理人や心神喪失者補佐人という用語を使っているときにはいつでも、文脈上そのような解釈が無理な場合を除いては、当該制定法は明文の規定にもかかわらず法定後見人という用語を含むものと解釈されるものとする」(一九九二年法律第六九八章 第四条、改正され一九九三年四月一日発効) と規定して

いるのだから、一般債務法の当該条文は精神保健法の第八一編の規定によつて選任される法定後見人 (guardians) に対しても適用されるべきである。しかしながら、さらに一般債務法第五一六〇(2)条は、心神喪失者補佐人や財産管理人 (法定後見人) に対して本人と同様の「当該委任状のすべて又はあらゆる部分を撤回し、停止し、終了させる」権限を与えているが、この規定はもちろん精神保健法第八一・二二(b)(2)条の規定と直接に抵触する。

精神保健法第八一編を制定した理由は、それに関連する立法と司法の歴史をも包含して、一般債務法第五一六〇一条の一定の部分の継続的な有効性、特に法定後見人が委任状を撤回する権限をもつことに対して疑義を生じさせる。最高裁判所は、精神保健法旧第七七編によつて選任された財産管理人の権限は、老人ホームに入所させるなどの身上に関する意思決定をすることと区別される、被財産管理人の財産の管理に制限されている、と判示している (グリーンカー「ローズ」事件、77 NY2d 703 [1991])。この判決を下すにあつたつて、最高裁判所はさらに、財産管理人を選任することは本人の精神状態と本人が財産上の事柄を管理できないということとの間に表面的な (casual) 関連性が存在

するものでなければ正当化されない、ということを確認した。その後、立法府は、第八一編を制定して旧第七七編と旧七八編において要求された「診断上のレッテル」を排除し、本人が機能的に身上監護や財産管理の一方または双方を満たすことが制限されたり不可能であるということの見地から無能力を定義した (ニューヨーク州マッキーニー統合法典第三四A巻二二五頁の精神保健法第八一・〇二条の後に転載された法改正委員会の意見を参照)。立法府は無能力者に対しては最も制限的でない形態の介入を利用することが望ましいということ、そして法定後見人の権限は無能力者本人の必要性に合うように調整されるべきであることを認識していた (精神保健法第八一・〇一条)。

第八一編の制定の背後にある根本的な原理に基づけば、「障害」や「無能力」という言葉は精神保健法第八一編による法定後見人の選任との間にもはや関連性をもたなくてもよいのである。少なくとも、たとえば本人の財産上の事柄の管理に関して最小限の介入をするために選任された法定後見人は、委任状を撤回する権限を自動的に与えられるべきではない、ということ是可以する。したがつて、このような権限は精神保健法第八一・二二(b)(2)条の下においては付与されていないのであり、本件係属中事件において

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

—無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッチェスター一般病院が申し立てた事件

法定後見人が選任されたとしても、以前にレヴィン氏の息子に与えられた委任状を撤回することはできないであろう。それにもかかわらずに、もし法定後見人が、同じ意思決定の権限が以前に委任状において与えられているという理由で、その権限を受けた者が自らの義務を果そうとしないし、又は果すことができないときにも、本人の財産の維持のために責任ある決定をすることができないならば、それは異常な事態であろう。

本件係属中事件においては、当裁判所は暫定的な法定後見人がレヴィン氏の残された人生の間かれの財産管理のために永続的な法定後見人として選任されるように命じるものである。法定後見人は以前に作成された委任状を撤回することはできないであろうが、有効な管轄権を有する裁判所が適切な場合において当該委任状を撤回する固有の権限を行使することを何も妨げるべきではない。したがって、当裁判所は委任状によるレヴィン氏の息子の選任とかれへの権限の付与は撤回されるべきであるとさらに命じる。法定後見人は財産管理に関して以前に作成された本件委任状に含まれていたのと同じ権限を与えられるべきである。さらに、法定後見人はレヴィン氏の病院やその他の身上に関する世話の支払のために利用できるであろう政府と民間の給付金の申請をする権

限を特に認められる(精神保健法第八一・二二 [a] [12] 条)。さらに、法定後見人はレヴィン氏の息子やその他の者によって保留されたかたもしれない、不動産の売買代金を含むがそれに限定されない、レヴィン氏の財産を発見するための訴訟を開始する権限を与えられ、また当該訴訟を開始するように命じられる(精神保健法第八一・四四条)。

当該裁判所は本件訴訟手続の一部として委任状は撤回されるべきだと命じたが、身上監護に関する代理権については必ずしもこれと同じ結論が導かれるべきものではない。一般的に言って、無能力者の身上の必要に応じるために選任された法定後見人は、通常のあるいは重大な危険を伴う医療の提供や老人ホームや居住型ケア施設への入所につき同意を与えたり拒否したりすることを含むがそれに限定されない、広汎な権限を付与される(精神保健法第八一・二二 [a] [8], [9] 条)。しかしながら、委任状の撤回が禁じられているのと同様に、法定後見人は公衆衛生法第二九八一条によって付与された身上監護に関する代理権を撤回することもまた許されない(精神保健法第八一・二二 [b] [2] 条)。しかしながら、委任状に関する一般債務法の規定とは異なり、「代理人が合理的にみて、利用できず、本編の義務を履行する意欲と能力を

有していないことを理由として」身上監護に関する代理権をもつ代理人を解任する特別の訴訟手続の開始については、CPLR第四編によって明文の制定法上の権限が存在している（公衆衛生法第二九九二[2]条）。このような特別の訴訟手続を開始する権限を有する申立人には、本人の財産管理人や心神喪失者補佐人が含まれるであろうし、すでに論じた理由によって、これには精神保健法第八一編によって選任された法定後見人も含まれるべきである。したがって、本件係属中の手続において選任された法定後見人は、公衆衛生法第二九九二条によって、身上監護に関する代理権をもつ代理人としてのレヴィン氏の息子を解任する特別の訴訟手続を開始する権限を有する。

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例  
——無能力者と思われるアルバート・レヴィンに法定後見人を選任することをロッツェヌスター一般病院が申し立てた事件